

令和5年度

長野県内部統制評価報告書審査意見書

長野県監査委員

6 監査第56号

令和6年(2024年)11月29日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 増田隆志

同 青木孝子

同 柄澤千恵子

同 依田明善

令和5年度長野県内部統制評価報告書審査意見書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定により審査に付された令和5年度長野県内部統制評価報告書について、長野県監査委員監査基準(令和2年3月19日長野県監査委員決定)に準拠して審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

長野県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和5年度長野県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度長野県内部統制評価報告書の審査は、長野県知事が作成した内部統制評価報告書について、長野県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行いました。

3 審査の実施内容

令和5年度長野県内部統制評価報告書について、長野県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「長野県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行いました。また、その他の監査等において得られた知見を利用しました。

4 審査の結果

令和5年度長野県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当と認められました。

5 意見

内部統制制度は運用から4年が経過し、リスク評価や行動計画による取り組みが着実に進んでいます。

一方で、今回の報告書が審査に付された後に、調査中であることから評価対象となっていなかった生活保護業務の不適切な事務処理により過支給、支給遅延及び未支給を生じさせた事案が公表されております。

また、定期監査においては、内部統制制度上の行動計画は策定されておりましたが、不適切な事務処理により指導事項となった事案が見受けられました。

つきましては、業務の進捗状況を適切に把握するとともに、各機関の実態に合った行動計画を策定し着実に実行するなど、一層実効性が高まる制度の運用に努めてください。